

(目的)

第1条 この規程は、学校法人國學院大學(以下「本法人」という。)の理事会運営に関し必要な事項を定め、円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

3 理事長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(理事会の区分)

第3条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

(開催)

第4条 定例理事会は、各年度3か月に1回以上開催し、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 学校法人國學院大學寄附行為(以下「寄附行為」という。)第29条第1項第5号の規定に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するには、寄附行為第17条第5項乃至第7項に基づき、通知しなければならない。

(議長)

第6条 理事会に議長を置き、寄附行為第18条第1項及び第2項に基づき、議長を定める。

(審議事項等)

第7条 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 経営の基本方針に関する事項

(2) 財産に関する事項

(3) 予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画に関する事項

(4) 決算及び事業報告に関する事項

(5) 寄附金品の募集に関する事項

(6) 借入金(弁済期限が1年を超えない借入金を除く)に関する事項

- (7) 入学金、授業料及び入学検定料等に関する事項
- (8) 学校運営に関する重要事項
- (9) 法人の事業に関する重要事項
- (10) 校地、校舎等の土地建物に関する事項
- (11) 教育及び研究上の施設設備に関する事項
- (12) 重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (13) 役職者の任免、懲戒、解職等人事に関する事項
- (14) 教職員の給与、服務及び厚生福利に関する事項
- (15) その他理事会において必要と認める事項

2 次の各号に掲げる事項については、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- (1) 理事長の選定又は解任
- (2) 常務理事の選定又は解任
- (3) 代表業務執行理事の選定又は解任
- (4) 業務執行理事の選定又は解任
- (5) 収益事業会計の利益金の収益事業会計への積み立て及び他の金額の本法人の基本財産又は運用財産への繰り入れ
- (6) 評議員会の招集
- (7) 役員又は会計監査人に係る最低責任限度額を控除した額を限度とする免責
- (8) 私立学校法施行規則第 46 条に定める届出事項
- (9) その他理事会において必要と認める事項

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、議決に加わることができる理事の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) この法人の設置する学校の長の任免に関する事項
- (2) 寄附行為の変更
- (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (4) 基本財産の処分
- (5) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 残余財産の帰属者の決定
- (7) 収益を目的とする事業に関する重要な事項
- (8) その他寄附行為に定める事項

4 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、理事の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
- (2) この法人の合併
- (3) その他寄附行為に定める事項
(理事の報告義務)

第 8 条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、寄附行為第 16 条に基づき、3 か月に 1

回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第9条 理事会の議事については、寄附行為第21条第1項に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、寄附行為第21条第2項に基づき、署名又は記名押印し、所定の期間、事務所に備えて置かなければならない。

(事務の所管)

第10条 理事会の運営に関する事務は、國學院大學総務部総務課がこれにあたる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。